

教育訓練給付制度について（概要）



本校HP↑

本校柔道整復科は厚生労働省の専門実践教育訓練指定講座です。詳細については本校ホームページ「社会人の皆様へ」に掲載している「明示書」をご確認ください。

- 1 指定講座
 - ・柔道整復科（昼間・通学） 指定期間＝2024.10.1～36ヶ月
 - ・対象となる教育経費 入学金20万円 受講料半期50万円（3年間で320万円）
- 2 給付対象者
 - ・雇用保険の被保険者（在職者）
 - ・被保険者であった方（離職者）で被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日（入学式）までが1年以内の方
 - ・いずれも雇用保険の被保険者期間が3年以上の方
- 3 給付内容
 - ・教育経費の50%（上限年間40万円）を6ヶ月ごとに本人に支給（3年間）

入学金	免除なし		教育経費	奨学金等	差引額	給付金
奨学金	3年間なし		①	②	③(①－②)	④(③*50%)
1年次	前期	入学金	200,000	0	200,000	100,000
		受講料	500,000	0	500,000	250,000
	後期	受講料	500,000	0	500,000	50,000
2年次	前期	受講料	500,000	0	500,000	250,000
	後期	受講料	500,000	0	500,000	150,000
3年次	前期	受講料	500,000	0	500,000	250,000
	後期	受講料	500,000	0	500,000	150,000
合計			3,200,000	0	3,200,000	1,200,000

- ・本校独自の入学金免除や奨学制度との併用は可能
 - ・併用の場合、入学金免除や授業料減免は教育経費額から差し引く
- ※推薦入試（入学金半額免除）と社会人奨学生制度（授業料半額免除）を併用して入学し、更に教育訓練給付制度を利用した場合 ※奨学金は2・3年次継続条件あり

入学金	半額免除		教育経費	奨学金等	差引額	給付金
奨学金	1～3年半額免除		①	②	③(①－②)	④(③*50%)
1年次	前期	入学金	200,000	100,000	100,000	50,000
		受講料	500,000	450,000	50,000	25,000
	後期	受講料	500,000	0	500,000	250,000
2年次	前期	受講料	500,000	0	500,000	250,000
	後期	受講料	500,000	450,000	50,000	25,000
3年次	前期	受講料	500,000	0	500,000	250,000
	後期	受講料	500,000	450,000	50,000	25,000
合計			3,200,000	1,450,000	1,750,000	875,000

- 4 支給手続
 - ・本人が所轄の公共職業安定所に出向き、各種手続を行う
 - ・受給資格確認申請＝教育訓練開始1ヶ月間にまでに行う
 - ・支給申請＝支給期間ごとに本人が行う
- 5 お問い合わせ

「支給手続等」＝岐阜公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口
058-247-9234（直通）

「内容等」＝岐阜保健大学医療専門学校 事務局
058-274-3227